

平成 30 年 10 月 15 日

報道関係者各位

山県市

「住宅用地特例措置」適用誤りに係る固定資産税及び国民健康保険税の還付について

1. 概要

山県市の宅地課税について、税負担を軽減する住宅用地の課税標準の特例措置を正しく適用していない事例があったため、固定資産税及び国民健康保険税が過大になっていた部分について還付する。

2. 還付対象者数及び還付金額

(1) 固定資産税

還付対象者数 : 51人(64筆)

還付金及び加算金 : 2,202万円

内訳 本税額 : 1,892万円

加算金 : 310万円

(2) 国民健康保険税

還付対象者数 : 30人

還付金及び加算金 : 302万円

内訳 本税額 : 265万円

加算金 : 37万円

3. 適用誤りの状況

- ・電算入力時の確認が不十分であった。
- ・土地担当者と家屋担当者の連携が不十分であり、相互の確認や連絡調整を十分に行っていなかった。
- ・平成26年度末に問題となり、翌年度、調査に着手したが、通常業務が多忙であったことから事務処理が進まず、年度内に完了しなかった。
- ・その後、事務引継が適切に行われなかったため、対応に時間を要した。

4. 今後の対応方針

(1) 対象者への対応

- ・還付対象となる納税者には、本日(10月15日)、事情説明の文書を送付する。
- ・還付金については、詳細な還付金額の確定等、速やかに手続きを進める。
- ・今回の件を踏まえ、10月18日から11月15日までの間、毎週木曜日の夜間(午後9時まで)と日曜日(午前9時から正午まで)に時間外の臨時相談窓口を開設する。

(2) 庁内の体制の強化

- ・電算入力時のエラー確認及び複数の職員による相互の確認を徹底する。
- ・人事異動時や事務分担の変更時などにおける事務引継を徹底する。
- ・税務研修の積極的受講や課内研修の実施などにより、職員の資質向上を図る。
- ・関係職員の職責については、詳細を調査したうえで厳正に対処する。

【本件に関する報道関係者からのお問い合わせ】

○固定資産税に関すること

山県市税務課 課長 山田正広

TEL : 0581-22-6822

○国民健康保険税に関すること

山県市市民環境課 課長 奥田英彦

TEL : 0581-22-6827